

議案第80号

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年9月2日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年つくば市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則第1項に次の2号を加える。

- (1) 第2条の規定（附則第21項の改正規定（「配当所得」を「利子所得，配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）に限る。） 平成28年1月1日
- (2) 第2条の規定（附則第21項の改正規定（「配当所得」を「利子所得，配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）を除く。） 平成29年1月1日

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年つくば市条例第37号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>つくば市国民健康保険税条例（昭和 63 年つくば市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。<u>ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>（1）<u>第 2 条の規定（附則第 21 項の改正規定（「<u>配当所得</u>」を「<u>利子所得</u>、<u>配当所得</u>及び<u>雑所得</u>」に改める部分に限る。）に限る。）</u> 平成 28 年 1 月 1 日</p> <p>（2）<u>第 2 条の規定（附則第 21 項の改正規定（「<u>配当所得</u>」を「<u>利子所得</u>、<u>配当所得</u>及び<u>雑所得</u>」に改める部分に限る。）を除く。）</u> 平成 29 年 1 月 1 日</p> <p>2 （略）</p>	<p>つくば市国民健康保険税条例（昭和 63 年つくば市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。<u>ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。</u></p> <p>2 （略）</p>